

○紫波町U・Iターン移住支援金交付要綱

令和元年7月1日告示第89号
改正 令和2年3月26日告示第128号
令和2年8月3日告示第413号

紫波町U・Iターン移住支援金交付要綱を次のように定め、令和元年度分の補助金から適用する。

紫波町U・Iターン移住支援金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、町への移住又は定住を促進し、及び中小企業等における人手の不足を解消するため、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業要領（以下「要領」という。）の定めるところにより東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町に移住した者で、マッチング支援の対象となる企業に就業した者に対し、予算の範囲内で、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱により支援金を交付する。

(支援金の交付対象)

第2 支援金の交付を受けることのできる者は、別表に定めるところによる。

(支援金の額)

第3 支援金の額は、支援金の交付を受けようとする者が2人以上の世帯の場合にあっては100万円とし、単身の世帯の場合にあっては60万円とする。

(交付の申請)

第4 支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）及び移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5 町長は、第4の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(支援金の交付の請求)

第6 支援金の交付を請求しようとする者は、請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第7 知事及び町長は、支援金の交付に関し、必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査をすることがある。

(返還請求)

第8 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、支援金の全額の返還を求めるものとする。ただし、知事及び町長が雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

2 町長は、支援金の交付を受けた者が申請の日から3年以上5年以内に町外へ転出したときは、支援金の半額の返還を求めるものとする。ただし、知事及び町長が雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事及び町長が協議のうえ町長が定める。

前文 (抄) (令和2年3月26日告示第128号)

改正後の紫波町U・Iターン移住支援金交付要綱の規定は、令和2年1月15日以降に町に転入した者から適用する。

前文 (抄) (令和2年8月3日告示第413号)

令和2年1月15日以降に町に転入した者から適用する。

別表（第2関係）

<p>支援金の交付を受けようとする者が2人以上の世帯のとき</p>	<p>(1) 移住等に関する要件</p> <p>ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3カ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p> <p>イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。</p> <p>(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3カ月以上1年以内であること。</p> <p>(ウ) 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p> <p>ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(ウ) その他知事又は町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p>
	<p>(2) 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 勤務地が岩手県内に所在すること。</p> <p>イ 就業先が、岩手県移住支援事業の移住支援金の対象として、県のマッチングサイト（令和元年度にあつては、マッチングサイトが開設されるまでの間に限り、岩手県U・Iターンシステム）に掲載している求人であること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>オ 上記求人への応募日が、県のマッチングサイト（令和元年度にあつては、マッチングサイトが開設されるまでの間に限り、岩手県U・Iターンシステム）に上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
	<p>(3) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。</p>

	<p>エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>
<p>支援金の交付を受けようとする者が単身の世帯のとき</p>	<p>(1) 移住等に関する要件</p> <p>ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。</p> <p>(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3カ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p> <p>イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。</p> <p>(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>(ウ) 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p> <p>ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(ウ) その他知事又は町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p> <p>(2) 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 勤務地が岩手県内に所在すること。</p> <p>イ 就業先が、岩手県移住支援事業の移住支援金の対象として、県のマッチングサイト（令和元年度にあつては、マッチングサイトが開設されるまでの間に限り、岩手県U・Iターンシステム）に掲載している求人であること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>オ 上記求人への応募日が、県のマッチングサイト（令和元年度にあつては、マッチングサイトが開設されるまでの間に限り、岩手県U・Iターンシステム）に上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>